

太田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び太田市都市計画公聴会規則（平成17年太田市規則第207号）第2条の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、同規則第3条第1項の規定により公告する。

令和5年7月18日

太田市長 清水 聖 義

記

- 開催期日 令和5年8月7日（月）午前10時から
- 場 所 太田市浜町2番35号 太田市役所 12階 12B会議室
- 都市計画の案の概要 第一種市街地再開発事業の変更

種 類	名 称	位 置	区 域
第一種市街地再開発事業	太田駅南口第三地区第一種市街地再開発事業	太田市飯田町地内及び浜町の各一部	高度利用地区（太田駅南口第三地区）の区域

4 公述の申出の方法及び期限等

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、まちづくり推進課に用意してある公述申出書に意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を記入し、令和5年7月18日（火）から同年8月1日（火）までに下記に到着するよう市長宛てに提出すること（土曜日・日曜日を除く。）。

〒373-8718

太田市浜町2番35号

太田市役所都市政策部まちづくり推進課

なお、公述の申出がない場合には、公聴会は中止とする。